

## 1 調査審議の結果

長野県子ども支援委員会は、長野県教育委員会に対し、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成 26 年 7 月 10 日条例第 32 号）第 18 条第 5 項に基づき、以下の措置を講ずるよう勧告する。

- (1) 長野県教育委員会は、当該小学校及び当該市町村教育委員会に対して「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月 16 日付 28 文科初第 1648 号文部科学省初等中等教育局長 生涯学習政策局長 高等教育局長通知内）及び「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 30 年 3 月改定 長野県 長野県教育委員会）の徹底実施を求めるとともに、本件についても再度資料を精査し、再評価を行うよう求めること。
  
- (2) 長野県教育委員会は、関係部局等と連携し、県内諸学校の教職員が真摯に子どもたちの声に耳を傾けることを基本としつつ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」に従ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう、体制を整備するとともに、学校及びその設置者に対する研修機会の充実を図ること。

## 2 勧告の理由

当該児童は当該小学校でのいじめ被害を訴えて、長期の不登校となった。

長野県子ども支援委員会（以下「本委員会」）は、当該児童及び保護者からの人権救済申出を受けて、まず当該児童の心身の状況を第一に考え、当該児童及び保護者と面談を繰り返して、その訴えを聴き取った。しかし、当該児童及び保護者によるいじめ被害の訴えと、当該小学校及び当該市町村教育委員会の当該児童に対するいじめ被害の認識との隔たりが大きく、本件いじめ問題の解決には至らなかった。本委員会は当該保護者とともに当該児童の転校と新たな通学環境の整備も試みたが、最終的に当該児童は他県に転居・転校する結果となった。

本件の争点であるいじめ被害の実態については、当該児童及び保護者からの訴えと当該小学校側が把握している事実との間で件数・内容につき大きな相違が見られ、本委員会が本件いじめ被害の実態を最終的に解明することは困難であった。

しかしながら、その究明の過程で提出された資料の分析と検討から、本件いじめに関して当該小学校及び当該市町村教育委員会が一定程度の調査、認定及び事後の対応を行っていたことは認められるが、それらは、文部科学省が定める「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）（以下「ガイドライン」）及び、長野県が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 30 年 3 月改定）（以下「基本方針」）に照らして、適切とは言いがたいものであるとの判断に至った。

具体的には、本件は「いじめによる相当期間の欠席の疑い」に該当することから、上記「ガイドライン」及び「基本方針」で定義される「重大事態」として認定されるべきであり、「ガイドライン」及び「基本方針」で定められた「弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）」の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保した調査組織による調査を早期に実施すべきであったと考えられる。特に本件では「見えにくいいじめ」（「基本方針」一. 2. (2)）という視点を重視した調査が行われるべきであったが、当該小学校及び当該市町村教育委員会は、本件いじめ被害について上記「ガイドライン」及び「基本方針」にしたがった対応をせず、専門性、公平性、中立性、客観性を備えた組織による調査を実施しなかった。また、当該小学校及び当該市町村教育委員会は当該児童及び保護者の側に非があるかのような認識を強くし、その結果、当該児童及び保護者との間で、いじめ被害の認識の隔たりを埋めることができなかつたと考えられる。仮に、本件いじめが「重大事態」として適切に認定され、上記調査組織による調査が「ガイドライン」及び「基本方針」にしたがって実施されていれば、当該児童及び保護者と当該小学校とのいじめ被害の実態にかかわる事実認識の相違を埋めることができるとともに、当該児童に対する当該小学校及び当該市町村教育委員会の適切な対応が可能となり、当該児童にとって安心した状況での登校につなげることも可能であったと考えられる。

以上の検討を踏まえ、本委員会は長野県教育委員会に対して上記の勧告を行うことを決定した。